

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会
（第1回）議事要旨

日 時：平成26年10月3日（金）午後3時～

場 所：市役所本庁舎 P1階 会議室

馬場課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、大阪市人権施策推進審議会第1回「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策検討部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行を担当いたします市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の馬場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず第1回の方策検討部会ございまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

<委員・出席者紹介、(省略)>

馬場課長 では、開会にあたりまして、川崎部会長からご挨拶をいただきます。部会長よろしくお願ひ申しあげます。

川崎部会長 方策検討部会の開会にあたり、一言ごあいさつ申しあげます。

まず、方策検討部会の設置に至る経過をご説明いたします。

大阪市人権施策推進審議会は去る、9月3日、大阪市人権尊重の社会づくり条例第5条第1項の規定に基づき、大阪市長から『「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に対する大阪市としてとるべき方策について』の諮問をお受けしました。

当日は、坂元会長から「ヘイトスピーチ」につきましては、大阪高裁の判決や国連の人種差別撤廃委員会の勧告などもあり、国内だけでなく、国際的にも注目されている重要な課題であること。また、在日韓国・朝鮮人の方が多く住む大阪におきましてヘイトスピーチが行われており、大阪市人権施策推進審議会として市民の人権を擁護する観点から検討が必要との考えが示されました。諮問を受け、会長は、「ヘイトスピーチ」に関しましては、憲法で保障されている「表現の自由」との整合性や、行政が行い得る措置等について、憲法また行政法等の観点からの検討も必要であること、また具体的な方策を専門的に検討し、集中した議論を行う必要もあることから、大阪市人権施策推進審議会規則第4条第1項に基づき審議会に方策検討部会を設置し、検討を進めることとされました。

また同審議会規則第4条第2項及び第3項に基づき、私が会長から、部会長に指名され責任の重大さを感じつつこれをお受けすることにいたしました。

さらに審議会規則第3条第2項に基づき、市長から専門委員に委嘱された本日ご出席の4名の皆様とともに方策検討部会のメンバーとして、第1回方策検討部会を開催する

はこびとなったところでございます。今後、部会長といたしまして、先ほど申しあげました坂本会長の考え方を基に条例第5条第2項の規定に基づく審議会答申のとりまとめに向けまして委員の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力よろしくお願い致します。

さて、それでは、議題に入る前に、部会長としてこの方策検討部会会議の公開・非公開の取扱いにつきまして、お手元資料の「大阪市審議会等の設置及び運営に関する指針」の6ページ第7の3に基づき、この方策検討部会において、決定する必要がございますので、この場でお諮りしたいと思います。

本指針の3ページに第7 会議の公開、1 会議の公開基準として、「審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。」とあります。しかし、当検討部会においては、いわゆるヘイトスピーチの定義等を検討するにあたりましては、極めてセンシティブな人権侵害事象を扱うため、議事を公開した場合には、当検討部会や大阪市内部での率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると考えます。また、議事を公開したことにより、センシティブな人権侵害事象を広く一般に知らせることになり、本検討部会の意図に反して、市民の差別意識を助長し、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれもあることから、本指針 第7の1(1)エ「公にすることにより、本市の機関等並びに国及び他の地方公共団体の内部若しくは相互間における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報」に該当するものと認め、当部会の議事については非公開とすべきであると考えますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

中井委員 市民の方のご関心が非常に高いということはひしひしと日々感じるわけですが、今、部会長が言われましたとおり非常にセンシティブな個人情報等含んだ議論を私たちはこれから詰めていかなければならない、そういうものを扱いながらその中から一般的な原則なり方策を抽出していかなければいけないという、それも短い期間で頑張らなければならないというところですので、非公開で不当な影響が波及しないような状態で議論を進めさせていただきたいと感じており、部会長の意見に賛同いたします。

川崎部会長 ほかの方いかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、皆さんのご賛同をいただいたものとして、本部会の会議につきましては、非公開とすることに決しました。それでは、この方策検討部会の進行は事務局をお願いしたいと思いますので、引き続き、議事を進行してください。

馬場課長 ただいま部会長からご指名もございましたので、私の方で議事を進行させていただきます。まず、ただいまご決定いただきましたとおり、方策検討部会の会議につきましては「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、非公開とさせていただきます。なお、情報公開を進める立場から、報道機関の皆様には、会議終了後、この会場で事務局から会

議内容につきましてブリーフィングを行います。議事は約2時間を見込んでおりますので、改めてお集まりいただければと存じます。

また、公開の会議資料また議事要旨につきましては、できる限り早急に市民局ホームページに掲載して、公表することにいたしますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

したがいまして、傍聴の方と報道関係の皆様方につきましては、ご退席をよろしくお願い申し上げます。

<傍聴・報道関係者退席>

<以下議題に係る意見等の要約>

議 題（1）部会の検討スケジュールについて

おおむね資料どおりのスケジュールで実施することを確認いただいた。委員から、ヒアリングについては、加害・被害者それぞれの当事者の意見を聞きたいとの意見があった。

議 題（2）大阪市内の「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」等の状況について

「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」等の状況について詳しく説明を行った。委員から、大阪でも京都の朝鮮学校のような事案があったかとの質問があり、事務局から、大阪では、京都の朝鮮学校のような事例は把握していないと回答した。

議 題（3）国連勧告及び政府の見解について

国連勧告及び政府の見解について、中井委員から資料の説明と報告をいただいた。

議 題（4）当面の課題整理について

事務局から、当面の課題整理について、一つの提案であり委員から幅広い意見をいただきたい旨を説明し、委員からその旨の了解をいただいた。そして、憎悪表現の定義については、委員から、対象が幅広いためどのように考えていくか難しい課題だとの意見をいただいた。また、委員から、もう少し事務局で課題を整理したうえで、一つひとつ議論する必要があるとの意見をいただき、おおむね了解をいただいた。